

宮 監 公 表 第 10 号  
平 成 29 年 3 月 27 日

宮崎市監査委員	山	田	義	郎	
宮崎市監査委員	神	戸	洋	一	
宮崎市監査委員	福	井	太		
宮崎市監査委員	日	高	貞	次	

### 定期監査の措置状況の公表について

平成28年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部課等  
・健康管理部
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

## 平成 28 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 28 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：健康管理部)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(医療介護連携課)</p> <p>①備品の管理について、実査（平成 28 年 11 月 30 日）の時点において次のとおり多数の不備があった。</p> <p>ア 備品台帳に記載された所在場所と異なる場所に配置され、正しい所在場所が備品台帳及び備品配置図に記載されていないものがあった。(眼科医療器具（備品番号 00037062、平成 22 年 8 月 2 日購入）、加速度脈派測定システム（備品番号 00228861、平成 28 年 8 月 31 日購入）ほか 15 件)</p> <p>イ 備品台帳に記載された所在場所と異なる場所に配置されているにもかかわらず、備品台帳の修正がされていないものがあった。 (片袖机（備品番号 00034097、平成 11 年 11 月 12 日購入）、OA チェア（備品番号 00034127、平成 11 年 11 月 12 日購入）ほか 5 件)</p> <p>ウ 備品台帳に記載された所在場所に配置されているものの、備品配置図に表示されていないものがあった。 (パーテーション（備品番号 00036603、平成 21 年 5 月 22 日購入）、MD/CD ラジカセ（備品番号 00033614、平成 11 年 12 月 17 日購入）ほか 6 件)</p> <p>エ 備品台帳に記載された所在場所に配置されておらず、所在不明となっているものがあった。 (沐浴人形（備品番号 00036544、平成 16 年 6 月 18 日購入）、スクリーン（備品番号 00034038、平成 11 年 11 月 12 日購入）ほか</p>	<p>指摘のあった備品管理については、平成 29 年 2 月 14 日までに備品の所在確認等を行い、備品台帳及び備品配置図の整備を終え、シール貼付、管理換えの手続きを行った。</p>

15件)

オ 備品台帳に記載されているものの、備品シールが貼付されていないものがあった。

(加速度脈派測定システム(備品番号00228861、平成28年8月31日購入)、書架・書庫(備品番号00226809、平成28年3月24日購入))

カ 健康支援課に配置されているにもかかわらず、管理換えの手続きが行われていないものがあった。

(OAデスク(備品番号00035503、平成15年3月31日購入))

(健康支援課)

①小児慢性特定疾病対策協議会(現在は「小児慢性特定疾病審査会」)について、執行機関の附属機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例により設置する必要があるにもかかわらず要綱により設置していた。また、同協議会委員に対する報酬について、同法第203条の2の規定に基づき条例で定める必要があるにもかかわらず予算の定めるところにより報償費として支出していた。

②消耗品の購入事務について、次のような不備があった。

ア 平成28年度自殺予防対策事業に係る4件の消耗品(いずれもファイル類や付箋類外)の購入(いずれも執行伺の決裁日は平成28年7月13日。総額53,260円)について、本来1件の案件として契約課執行とすべきところ、財務規則第156条の2の要件範囲内で4件に分割し原課執行により同一業者から購入していた。

平成26年12月31日をもって廃止した「小児慢性特定疾病協議会」については、改正前の児童福祉法に定めがなかったため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例により設置する必要があった。

なお、平成27年1月1日に設置した「小児慢性特定疾病審査会」については、改正後の児童福祉法に定めがあるため、別途条例を制定する必要はないと考えている。

また、「小児慢性特定疾病審査会」の報酬については、条例で定めていなかったため、「宮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」改正案を3月議会に提案した。

指摘のあった消耗品の発注については、法令(条例、規則を含む)に則り、適正な予算執行を行うようにした。さらに、決裁時のチェックを徹底して行うようにした。

- a 契約番号 2016014909 執行伺額 11,694 円
- b 契約番号 2016014918 執行伺額 15,344 円
- c 契約番号 2016014931 執行伺額 17,238 円
- d 契約番号 2016014949 執行伺額 8,984 円

イ 平成 27 年度乳幼児任意予防接種事業に係る消耗品（フラットファイル）購入（契約締結伺・支出負担行為書の決裁日：平成 27 年 9 月 25 日）について、単価契約物品を購入する場合は単価契約業者から購入すべきところ、契約業者以外のものから購入していた。

③備品管理について、次のような不備があった。

- ア 備品配置図に記載されている備品について、管理換えの手続きが行われておらず備品台帳に記載されていないものがあった（片袖机、長机、キャビネット、椅子 計 11 件）。
- イ 備品台帳に記載されている備品について、所在が確認できないものがあった（会議用テーブル、会議用椅子、アームチェア 計 7 件）。
- ウ 備品台帳の所在場所は健康支援課となっているにもかかわらず、福祉総務課所管施設（総合福祉保健センター）や医療介護連携課所管施設（高岡福祉保健センター「穆園館」、清武保健センター、田野保健センター）に所在し、管理換えの手続きを行わないまま使用しているものがあった（片袖机、事務椅子 計 6 件）。
- エ 備品台帳に記載された所在場所と実際の所在場所が異なるもの（所在場所：健康支援課とあるのに、実際はデイケア室などに所在）があった（診察台、健康教育パネル等 計 37 件）。
- オ 平成 27 年度に健康支援課で購入した備品（洗濯機）について、購入所管課において備品台帳に記載し管理換えの手続きにより医療介護連携課に移管すべきところ、同手続きを行わないまま医療介護連携課の備品台帳に直接記載していた。

④平成 27 年度高齢者肺炎球菌予防接種業務委託（公益社団法人宮崎市郡医師会）ほか 15 件の契約書について、政府契約の支払遅延防止等に関する

指摘のあった消耗品の発注については、法令（条例、規則を含む）に則り、適正な予算執行を行うようにした。さらに、決裁時のチェックを徹底して行うようにした。

指摘のあったア、イ、ウ、エの備品管理については、平成 29 年 2 月 14 日までに備品の所在確認を行い、備品台帳及び備品配置図の整備を終え、廃棄処分、管理換えの手続きを行った。

オについては、今後、財務規則を遵守した適正な事務遂行に努める。

今後、法令を遵守した適正な事務遂行に努める。

法律第4条に規定された必要的内容事項である履行遅延の場合における損害金の条項が記載されていなかった。また、同委託ほか11件の委託契約に係る事務処理について、財務規則第135条に定める予定価格書の作成を省略できる契約に該当しないにもかかわらず、予定価格書が作成されていなかった。

(保健衛生課)

①平成27年度動物捕獲、引取り等業務委託ほか平成27年度及び平成28年度の計10件の契約書について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第4条に規定された必要的内容事項である履行遅滞の場合における損害金の条項が記載されていなかった。

平成29年度以降作成の契約書について、履行遅滞の場合における損害金の条項が記載された様式を使用する。

平成29年 2月27日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正 印

